

資料 7：賛助会員特典規約の制定

(総則)

第 1 条

本規約は、「野生生物と社会」学会会則第 7 条に基づき、賛助会員に与えられるその他の権利に関する事項を定めたものである。

(広告に関する便宜)

第 2 条

賛助会員は以下の広告に関する便宜を受けることができる。

1. 「野生生物と社会」誌への広告掲載費免除
2. 大会要旨集への広告掲載費割引
3. 当会HPにおけるリンク可能なバナー広告の設置
4. 賛助会員HPからの当会HPへのリンクの承認

(大会に関する便宜)

第 3 条

賛助会員は以下の大会に関する便宜を受けることができる。

1. 大会期間中の展示ブースの開設費割引
2. ランチョン・セミナー開催の申請（ただし 2 口以上の賛助会員のみに限る）
3. 大会要旨集への広告掲載費割引（第 2 条 2 の再掲）
4. 1 口につき 1 名の大会無料参加

付則

本規約は、2014 年 10 月 31 日の理事会での議決により成立し、2014 年 11 月 1 日から施行する。